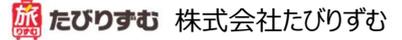


受注型企画旅行条件書

一般社団法人 日本旅行業協会保証社員



本旅行条件書は旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合は同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社たびりずむ（東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号 観光庁長官登録旅行業第 1996 号）（以下「当社」という）がおお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する契約をいい、この旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。
- (2)契約の内容・条件は、本旅行条件書のほか、企画書などに記載された旅行サービス、出発前にお渡しする確定書面（以下「最終日程表」という）及び当社の「旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）」（以下「当社約款」という）によります。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 契約の申込み

- (1)当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の旅行申込書（以下「申込書」という）に所定の事項を記入の上、当社が定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。申込金は「旅行代金」、「取消料」又は「違約料」のそれぞれの一部または全部として取り扱います。
- (2)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表（以下「契約責任者」という）から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (3)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (4)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6)a. 身体に障がいをお持ちの方、b. 健康を害している方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、この場合、現地事情や関係機関等の状況等により、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者／同伴者の同行等を条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただく等の特別な措置を講ずることがあります。当該措置に要する費用はおお客様のご負担となります。又、ご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合もございます。

3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。

- (1)当社の業務上の都合があるとき。
- (2)お客様が次の①から④のいずれかに該当したとき。
 - ①お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - ②お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ③お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ④お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

4. 契約の成立時期

- (1)契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (2)当社は、契約責任者との契約においては書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該書面に記載いたします。

5. 契約書面の交付

- (1)当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。契約書面は企画書面、及び本旅行条件書等により構成されます。
- (2)契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

6. 確定書面

- (1)契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を記載した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に契約の申込みがなされた場合にあつては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- (2)前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- (3)確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

- (1)旅行代金の額は、契約書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
- (2)本条件書の各項にいう旅行代金とは、契約書面に旅行代金と表示した金額、及び追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第2項の申込金、第9項(7)に定める取消料、第12項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプションツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。
- (3)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- (4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8. 契約内容の変更

- (1)お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2)当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9. 旅行契約の解除

- (1)お客様から取消料をいただく場合
 - ①お客様は、本項(7)に定める取消料を支払って旅行契約を解除することができます。ただし、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用（以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」という。）の金額を、第5項(1)の企画書面において証憑書類を添付して明示したときは、お客様が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、本項(7)に定める取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。
 - ②当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も本項(7)に定める取消料をいただきます。
- (2)お客様から取消料をいただかない場合
お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
 - ①当社によって契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第12項(表)の左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - ②第7項(3)に基づいて旅行代金が増額されたとき（お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。）。
 - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ④当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
 - ⑤当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (3)お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、本項(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります）を差し引いたものをお客様に払戻しいたします。
- (4)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
 - ロ. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ハ. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
 - ニ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ホ. お客様が第3項(2)①から④のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。
 - イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
 - ロ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
 - ニ. お客様が第3項(2)②から④のいずれかに該当することが判明したとき。
- (6)前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料、その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります）を差し引いたものをお客様に払戻します。
- (7)取消料表
旅行契約成立後、お客様の都合で旅行を取り消される場合には、お一人につき次の取消料を支払いいただきます。本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、当社約款別紙特別補償規定第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

国内旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
1 次項以外の受注型企画旅行契約	
イ ロからへまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る）	企画料金の相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）に当たる日以降に解除する場合（八からへまでに掲げる場合を除く）	旅行代金の 20%
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（二からへまでに掲げる場合を除く）	旅行代金の 30%
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%
ホ 旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く）	旅行代金の 50%
ハ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%
2 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。

海外旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
1 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く）	
イ ロからこまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る）	企画料金の相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く）	旅行代金の 20%
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（二に掲げる場合を除く）	旅行代金の 50%
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%
2 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約	
イ ロからホまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）	企画料金の相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 20%
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（二及びホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 80%
ホ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%
3 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。

10. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった時に限ります。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。

11. 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、当社約款別紙の特別補償規程により、死亡補償金として海外旅行2,500万円、国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円～40万円、国内旅行2万円～20万円・通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円～10万円、国内旅行1万円～5万円、携行品に係る損害補償金として15万円を限度（ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影ずみのフィルム、その他こわれ物等、当社約款別紙の特別補償規程第十八条第二項に掲げるものは補償対象品に含まれません）として支払います。当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けけない日（旅行地の標準時によります）が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われぬ旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

- (2) 当社が第10項(1)に基づく責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

12. 旅程保証

- (1) 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます）を除きます）が生じた場合は、旅行代金と同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第10項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

イ. 次に掲げる事由による変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

- a. 天災地変、b. 戦乱、c. 暴動、d. 官公署の命令、e. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、f. 当初の運行計画によらない運送サービスの提供、g. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

ロ. 第9項に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

ハ. 契約書面記載の旅行サービスを受ける順番が変更になった場合であっても、旅行中に当該旅行サービスを受けられた場合、当社は変更補償金を支払いません。

- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様お一人に対して一旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客様お一人に対して一旅行契約

につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

(3)当社はお客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

注 1. 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注 2. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注 3. 第 3 号又は第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注 4. 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 5. 第 7 号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

注 6. 第 4 号又は第 7 号若しくは第 8 号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

13. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金等の支払を受けることを条件に電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行のお申込を受ける場合があります。(以下「通信契約」といいます)その場合の旅行条件は、本旅行条件書に準拠いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。

(1)通信契約の申し込みに際し、会員は、申し込みしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効期限」等(以下「会員番号等」といいます)を当社にお申し出いただきます。

(2)通信契約は、当社が契約を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。通信契約成立日をカード利用日とします。

(3)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払ができない場合、当社は通信契約を解除し、第 9 項(7)に定める取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払をいただいた場合はこの限りではありません。

(4)当社は、会員と通信契約を締結した場合であって、第 7 項(2)の規定により旅行代金が減額された場合又は第 9 項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、会員に対し当該金額を払戻します。この場合において当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に会員に対し払戻すべき額を通知するものとし、会員に当該通知を行った日をカード利用日とします。

(5)通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効等により、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただく場合があります。

(6)通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

14. お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

15. 旅券・査証について

(1)現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得、予防接種証明書などの渡航手続は、お客様の責任で行っていただきます。但し、当社では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行う場合があります。この場合、当社はお客様のご自身に起因する事由により、旅券・査証の取得、関係国への出入国が許可されなかったとしてもその責任は負いません。なお、当社以外の旅行業者に渡航手続を依頼された場合は、当該渡航手続の業務にかかる契約の当事者は当該取扱旅行業者となります。

(2)日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。

15. 衛生情報について

渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。

厚生労働省検疫所 海外で健康に過ごすために <http://www.forth.go.jp/>

16. 海外安全情報について

渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。

外務省 海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省 海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

外務省 領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班） TEL：（代表）03-3580-3311（内線：2902、2903）

17. 渡航先に「海外安全情報」が発出された場合の取り扱いについて

レベル1：「十分注意してください。」

- イ. 通常通り催行いたしますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。
- ロ. 契約成立後に取消された場合には、第9項(7)に定める取消料をお支払いいただきます。

レベル2：「不要不急の渡航は止めてください。」

- イ. 原則催行いたしません。当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、催行いたします。その場合の対応はロ以下です。
- ロ. 当社は海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。
- ハ. お客様が契約を解除する場合は、第9項(7)に定める取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更（第12項の表の左欄に掲げるもの）が生じた場合は、取消料をいただきません。
- ニ. 渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。

レベル3：「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」

レベル4：「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」

催行を中止いたします。

18. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

18. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください）

19. 個人情報の取り扱いについて

(1)当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、搭乗便名、パスポート番号等必要となる最小限の範囲のものについて、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

(2)上記のほか、当社の個人情報の取り扱いについては、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

当社ホームページ <https://www.tabirism.co.jp/>

20. 約款準拠

本旅行条件書に記載のない事項は、当社約款に定めるところによります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社約款は、当社ホームページ <https://www.tabirism.co.jp/> からご覧になれます。

2018年5月制定

2020年4月改定